

京都市上下水道局告示第71号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年3月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

奈良県奈良市三条添川町4番1号

東栄工業株式会社

代表取締役 東田 幹章

2 廃止年月日

平成24年2月15日

(上下水道局水道部給水課)